

付録様式三(表面)注中
郵便事業株式会社
を
日本郵便株式会社
に改め、
若しくは郵便局
を削り、同様式(裏面)中
郵便事業株式会社
を
日本郵便株式会社

に改め、
若しくは郵便局の窓口
を削る。

(郵便法施行規則の一部改正)

第四条 郵便法施行規則(平成十五年総務省令第五号)の一部を次のように改正する。

第二条中、「郵便事業株式会社」を、「日本郵便株式会社」に改める。

第十八条第二項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とする。

第二十条中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とする。

(国際郵便規則の一部改正)

第五条 国際郵便規則(平成十五年総務省令第六号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中、「郵便事業株式会社」を、「日本郵便株式会社」に改める。

(収入印紙及び自動車重量税印紙の売りさばきに関する省令の一部改正)

第六条 収入印紙及び自動車重量税印紙の売りさばきに関する省令(平成十五年総務省令第六十九号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中、「郵便事業株式会社」を、「日本郵便株式会社」に改める。

第五条第一項中、「郵便窓口業務の委託等に関する法律」を、「簡易郵便局法」に、第五条第一項

を、「第四条第一項」に、第十一条第二項を、「第十条」に改め、同条第四項第一号中、「第三条第四

項」を、「第三条第六項」に改める。

第七条第三項中、「又は郵便局(郵便局株式会社法(平成十七年法律第百号)第二条第二項に規定する郵便局をいう。)」を、「郵便の業務を行うものに限る。以下同じ。)」に、郵便窓口業務の委託等に関する法律第八条第一項に規定する再委託業務を行う施設」を、「簡易郵便局法第七条第一項に規定する簡易郵便局」に改める。

第八条第一項中、「又は郵便局」を削る。

(雇用保険印紙及び健康保険印紙の売りさばきに関する省令の一部改正)

第七条 雇用保険印紙及び健康保険印紙の売りさばきに関する省令(平成十五年総務省令第七十号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中、「郵便事業株式会社」を、「日本郵便株式会社」に改める。

第七条第三項中、「又は郵便局(郵便局株式会社法(平成十七年法律第百号)第二条第二項に規定する郵便局をいう。)」を、「郵便の業務を行うものに限る。以下同じ。)」に改める。

第八条及び第九条中、「又は郵便局」を削る。

(特許印紙の売りさばきに関する省令の一部改正)

第八条 特許印紙の売りさばきに関する省令(平成十五年総務省令第七十一号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中、「郵便事業株式会社」を、「日本郵便株式会社」に改める。

第五条第一項中、「郵便窓口業務の委託等に関する法律」を、「簡易郵便局法」に、第五条第一項

を、「第四条第一項」に、第十一条第二項を、「第十条」に改める。

第七条第三項中、「又は郵便局(郵便局株式会社法(平成十七年法律第百号)第二条第二項に規定する郵便局をいう。)」を、「郵便の業務を行うものに限る。)」に、郵便窓口業務の委託等に関する法律第八条第一項に規定する再委託業務を行う施設」を、「簡易郵便局法第七条第一項に規定する簡易郵便局」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、郵政民営化法等の一部を改正する等の法律(平成二十四年法律第三十号。以下「平成二十四年改正法」という。)の施行の日(平成二十四年十月一日)から施行する。

(郵便窓口業務の委託に関する法律施行規則等の廃止)

第二条 次に掲げる省令は廃止する。

一 郵便窓口業務の委託等に関する法律施行規則(平成十九年総務省令第三十四号)

二 郵便事業株式会社法施行規則(平成十九年総務省令第三十六号)

(日本郵政株式会社法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第三条 平成二十四年改正法第二条の規定による改正前の日本郵政株式会社法(平成十七年法律第九十八号)第十三条の規定により積み立てた社会・地域貢献基金は、平成二十四年改正法の施行の時にその全部を取り崩し、当該取り崩した額に相当する金額を繰越利益剰余金に振り替えるものとする。

(郵便局株式会社法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第四条 郵便局株式会社法(平成十七年法律第百号)の施行の日に過疎地に該当していた地域及びその日後に該当することとなった地域は第二条の規定による改正後の日本郵便株式会社法施行規則第四条第二項第三号の規定の適用については、同号に規定する過疎地とみなす。この場合において、平成二十四年改正法の施行後に過疎地に該当することとなった地域については、同号中「郵政民営化法等の一部を改正する等の法律(平成二十四年法律第三十号)の施行の際」とあるのは、過疎地に該当することとなった時において」と読み替えるものとする。

第五条 この省令の施行の日の属する事業年度に係る第二条の規定による改正後の日本郵便株式会社法施行規則第十五条第一項の規定の適用については、同項中、「第五号」とあるのは、「第四号」とする。

(郵便法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第六条 郵便事業株式会社の平成二十四年四月一日から始まる事業年度に係る平成二十四年改正法附則第九条の規定による改正前の郵便法(昭和二十二年法律第百六十五号)第六十七条第五項に規定する収支の状況の報告及び公表は、従前の例により、日本郵便株式会社が行う。

2 前項の公表に係る第四条の規定による改正前の郵便法施行規則第二十五条第三項の適用については、当該公表に係る事業年度の翌事業年度の公表」とあるのは、日本郵便株式会社の平成二十四年四月一日から始まる事業年度の翌事業年度の平成二十四年改正法附則第九条の規定による改正後の郵便法第六十七条第五項の公表」とする。

○総務省令第六十九号

郵政民営化法等の一部を改正する等の法律(平成二十四年法律第三十号)附則第十九条第一項第三号及び郵政民営化法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(平成二十四年政令第二百二二号)附則第二条第三号の規定に基づき、郵政民営化法等の一部を改正する等の法律附則第十九条第一項第三号の総務省令で定める小包郵便物に相当するものを定める省令を次のように定める。

平成二十四年七月三十日

総務大臣 川端 達夫